京都市風致地区条例等　事前相談調書

|  |
| --- |
| 行政記入欄 |

相談日　　　　　年　　月　　日

網掛けの項目に　チェック☑　又は　記載　のうえ，提出してください。

１　相談者，相談地（全項目　記入必須です。　名刺の添付でも結構です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 行為者氏名 |  |
| 代理人氏名 |  |
| 代理人住所 |  |
| 代理人連絡先 |  |
| 行為の場所 |  |

２　提出図面（必要な図書を添付してください。　付近見取図，規制図は必須です。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □ | 付近見取図 | □ | 配置図 | □ | 平面図 | □ | 立面図 | □ | 断面図 | □ | 外構図 |
| □ | 土地・周辺の写真 | □ | カタログ，材料サンプルなど | □ | 規制図（※） |
| □ | 公図・登記簿謄本 | □ | その他 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※以下のＵＲＬで景観規制を確認，出力してください。

京都市眺望景観共有システム（景観政策課）：https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/

都市計画情報（都市計画課）　　　　　　 ：http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/

３　相談事項（相談項目の分類のチェックと具体的な相談事項の記載は必須です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 行為 | 相談の分類 |
| □ | 建築物の建築 | □ | 高さ | □ | 建蔽率 |
| □ | 外壁の後退距離 | □ | 緑地 |
| □ | 形態意匠　屋根（材料・色・勾配） | □ | 形態意匠　屋根（軒・けらばの出） |
| □ | 形態意匠　屋根（その他） | □ | 形態意匠　外壁（材料・色） |
| □ | 形態意匠　外壁（上階の外壁後退） | □ | 形態意匠　外壁（その他） |
| □ | 形態意匠　外壁の開口部（材料・色） | □ | 形態意匠　外壁の開口部（その他） |
| □ | その他 |  |  |
| □ | 工作物の築造 | □ | 高さ | □ | 形態意匠　門・塀・フェンス（材料・色） |
| □ | 形態意匠　擁壁（材料・仕上・形状） | □ | 太陽光発電装置等 |
| □ | その他 |  |  |
| □ | 土地の形質変更 |
| □ | 木竹の伐採 |
| □ | 建築物の意匠の変更 |
| □ | 保全緑地（風致保全緑地，自然風景保全緑地） |
| □ | 歴史的風土特別保存地区内の現状変更行為 |
| □ | その他 |
| 相談事項：下欄に具体的に記載してください。書き切れない場合は別紙を追加してください。 |
|  |

４　同意事項（必須です。）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 以下の事項について同意の上，事前相談調書を提出します。 |

・　３に記載の相談事項以外の許可基準について審査を行うものではありません。

・　回答までに概ね２～３週間を要します。回答にあたり，追加の資料を求める場合があります。

・　回答後に相当の期間が経過すると，周囲の状況や許可基準が変更になる場合がありますので，改めて御相談ください（原則として回答後１年経過したら本調書は廃棄します）。

|  |
| --- |
| （※）行政記入欄です。記入しないでください。 |
| 回答日回答者回答内容 |